

会津坂下町いじめ防止基本方針

平成28年10月 策 定
平成29年12月 一部改正
令和 7年 3月 一部改正

会津坂下町・会津坂下町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	2
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために町・教育委員会が実施する施策	4
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	6
第3 重大事態への対処	
1 教育委員会又は学校による調査	9
2 重大事態の定義	9
3 重大事態の報告	10
4 調査の趣旨及び調査主体	10
5 調査を行うための組織	10
6 事実関係を明確にするための調査の実施	11
7 調査結果の提供及び報告	12
8 調査結果を受けた町長による再調査及び措置	13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

国は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を平成25年9月28日に施行し、法第11条の規定に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を平成25年10月11日に策定した。さらに、いじめ防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目安として検討が加えられ、平成29年3月14日、国の基本方針が改訂されるとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定される等、その見直しがなされた。

このような状況下において、2014年（平成26年）に町立坂下中学校でいじめ重大事態が発生した。当時は、法に対する十分な組織体制に基づく解決を行う準備が整っていなかった。

これを受けて、会津坂下町でもいじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）を、法第12条の規定に基づき、国の基本方針を参酌しながら、児童生徒の尊厳を守る目的の下、家庭、学校、地域住民その他関係機関と連携し、本町におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処などを総合的かつ効果的に推進するために策定する。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処しなければならない。

また、いじめは、児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることを全ての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、人権教育や道徳教育を通じていじめ防止の取組を進めなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

- (1) 表面的・形式的に判断するのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

3 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重

大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- ① 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ② 保護者は、家庭において、こどものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃からこどもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。
- ③ 教育委員会は、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ② いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携しながら対応する。

- ② 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。
- (4) 地域や家庭との連携
社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠であり、いじめ問題についても家庭、地域との連携による組織的な取組に努める。
- (5) 関係機関との連携
いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）の知見の活用、連携による速やかな対応ができるよう、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために町・教育委員会が実施する施策

- (1) いじめ防止等の対策のための組織の設置
 - ① 会津坂下町いじめ問題対策連絡協議会
いじめの防止及び根絶に向けた環境の整備や体制づくりとして、情報を共有し、必要な施策を実行していくために、法第14条第1項の規定に基づき「会津坂下町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
 - ② 会津坂下町いじめ問題専門委員会
法第28条第1項に規定する重大な事態に係る調査等を行うため、法第14条第3項の規定に基づき「会津坂下町いじめ問題専門委員会」を設置する。
 - ③ 会津坂下町いじめ問題調査委員会
法第30条第2項に規定する調査を行うため、「会津坂下町いじめ問題調査委員会」を設置する。
なお、これらの組織と運営については、会津坂下町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱（平成28年会津坂下町教育委員会告示第2号）で規定する。
- (2) 町・教育委員会が実施する施策
 - ① 教育委員会は、いじめが発生した際に適切な対応を取ることができるよう、平時から法、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省作成。以下「ガイドライン」という。）、町の基本方針、生徒指導提要及び、町で発生したいじめ重大事態等について理解を深め、具体的な対応手順や役割分担を明確にし

ておくと共に、学校での認知したいじめや、いじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブル及びその対応状況や、解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う。

- ② 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。
- ③ 児童生徒のいじめ防止等の重要性の理解を深めるため、学校と連携し、いじめ防止等の啓発活動に取り組む。
- ④ いじめ防止のための対策の充実に向け、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置等を行う。

また、「ふくしま24時間子どもSOS」や「ダイヤルSOS」など、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を児童生徒が活用できるよう、積極的な周知を図る。

- ⑤ 障がいの有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通じて障がいのある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。
- ⑥ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象になり得るなど、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねないことを、児童生徒に対し具体的に理解させるため、各学校における、「情報モラル」・「デジタルリテラシー」教育等の取組を進めるため、適切に指導・助言をする。

また、各学校と連携をし、保護者とインターネット上でのいじめ防止に関する意識の共有を図ると共に、スマートフォン等の使用ルールの設定や、フィルタリングの適用等、児童生徒が使用するデジタル機器の適切な管理について具体的な取組を働きかける。

- ⑦ 1人1台のタブレット端末を活用し、いじめ等に関して学校に相談・報告する体制や、心の調子や体調の変化を早期発見する体制の整備を図り、いじめの未然防止や早期発見・対応につなげる。
- ⑧ スクールソーシャルワーカーの配置により相談体制の充実を図る。
- ⑨ 児童生徒を対象に学校の風土を把握する検査を実施すると共に、結果を踏まえ専門講師の助言を受け、学校が児童生徒にとって生活しやすい雰囲気となるように改善する取組を行う。

また、その結果を、学校評価に組み入れ、学校生活の安心感や雰囲気をホームページ等で公開することで、保護者や地域住民との信頼関係の向上に努める。

- ⑩ 教職員がこどもの権利条約について理解を深めるため、専門講師による研修会を開催すると共に、教師の道徳科授業の指導力向上を図る

取組を進める。

- ⑪ 各学校へ「人権感覚 教職員チェックリスト」の活用で、全教職員の人権感覚を調査し課題を把握することを促し、課題改善に向けては指導助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国・県及び町の基本方針を参酌して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるとともに、学校のホームページなどで公開する。

なお、学校基本方針には以下の内容を盛り込む。

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめに対する措置
- ⑤ 年間計画
- ⑥ 評価と改善

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むための組織（学校いじめ対策委員会等）を置く。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー（弁護士）、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

① 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

② 留意事項

- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。
- 当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応する。

(3) 学校における平時からの備え

学校は、いじめが発生した際に適切な対応を取ることができるよう、平時から法、ガイドライン、会津坂下町いじめ基本方針、学校いじめ基本方針、生徒指導提要及び、町で発生したいじめ重大事態について理解を深め、具体的な対応手順や役割分担を明確にしておくと共に、「ガイドライン チェックリスト」を活用し、平時からの備えを徹底する。

また、教職員の不適切な指導を防ぐため、「人権感覚 教職員チェックリスト」の活用により、全教職員の人権感覚を把握し、課題がある場合は対策を講じ改善を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

- いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- 未然防止を図るためには、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 指導に当たっては、児童生徒がいじめ問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、特に、いじめ被害者が十分に保護される状況を第一に考え指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処法について定めておく必要がある。
- 学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

なお、学校長は、いじめに係る情報を把握した場合は、速やかに教育委員会に報告し対応に関する助言を受ける。

加害児童生徒に対しては、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめの行為が止んでいること。

(いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続している。)

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(いじめの再発も想定し、日常的に注意深く観察する必要がある。)

第3 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

いじめ重大事態については、ガイドライン及び、町の方針により適切に対応する。

2 重大事態の定義

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な被害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 など

なお、より具体的な事例については、ガイドライン等を参考とすること。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断（欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校には復帰できないと判断し、転校した場合も含む。）により、迅速に調査に着手する。

- (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

3 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。

4 調査の趣旨及び調査主体

- (1) 法第28条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- (2) 教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

なお、不登校重大事態については、原則学校主体で調査を行う。

- (3) 調査の主体が学校主体となる場合と、教育委員会が主体で行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果が得られないと、教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、教育委員会で調査を実施し又は共同で行うものとする。

学校が、調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導、人的な措置も含めた適切な支援を行う。

- (4) いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきであることが明らかであり、学校又は教育委員会だけでは対応できない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

5 調査を行うための組織

学校が調査する場合は、「学校いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織が行う。

教育委員会が調査する場合は、「会津坂下町いじめ問題専門委員会」が行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

なお、調査委員の選定等は、日本弁護士連合会が定めた「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」（2018年9月20日）に基づくものとする。

6 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、いじめた児童生徒や因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(1) いじめられた児童生徒から聞き取りが可能な場合

- ① いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- ② 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
なお、1人1台のタブレット端末を活用することも有効である。
この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- ③ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ④ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が積極的に指導・支援をし、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

(2) 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) 児童生徒の自殺が起こった場合の留意事項

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- ③ 教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。
- ⑤ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収

集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、こどもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

7 調査結果の提供及び報告

（１） いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- ① 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ② 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ③ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

（２） 調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を町長に報告する。

上記（１）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

8 調査結果を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査結果について再調査を行うことができる。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関として、「会津坂下町いじめ問題調査委員会」を設置する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行った際、その調査結果について、個人情報保護法及び関連法規に基づき適切な措置を講じたうえで、法第30条第3項の規定に基づき、町議会に報告する。